

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第84号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の運営についての重要事項)

第2条 条例第3条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 条例第2条第1項に規定する利用者に対して提供するサービスの内容及び同条第2項に規定する利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第17条第2項の苦情の内容等の記録
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第17条第2項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第4条 条例第8条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備、備品等を備えること。
- (2) 便所 条例第2条第1項に規定する利用者の特性に応じたものであること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。